

令和4年3月25日開会

令和4年3月25日閉会

令和4年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

令和4年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

令和4年3月25日（金）午後3時30分

報 告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第4号 令和3年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第 4 議案第5号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定
について
- 第 5 議案第6号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第7号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 第 7 議案第1号 令和4年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第 8 議案第2号 令和4年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第 9 議案第3号 令和4年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計予算
- 第10 広議第1号 甲府地区広域行政事務組合議会会議規則制定について
- 第11 広議第2号 甲府地区広域行政事務組合議会委員会条例制定について
- 第12 広議第3号 甲府地区広域行政事務組合議会運営委員会規約の廃止について

(出席議員)

金丸 三郎君	山田 厚君	鈴木 篤君	輿石 修君	坂本 信康君
長沼 達彦君	植田 年美君	木内 直子君	小沢 宏至君	深澤 健吾君
堀 とめほ君	川崎 靖君	伊藤 毅君	金丸 幸司君	滝川 美幸君
五味 武彦君	内藤 久歳君	藤原 正夫君	田中 清君	斉藤 雅浩君
金丸 俊明君	小池 満男君	石原 高明君	小林 耐三君	

24名

(欠席議員)

なし

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局 長	八巻 一仁君	事務局 次 長	窪田 学君
-------	--------	---------	-------

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管 理 者	樋口 雄一君	副 管 理 者	保坂 武君
副 管 理 者	田中 久雄君	副 管 理 者	塩澤 浩君
副 管 理 者	上村 昇君	事 務 局 長	八巻 一仁君
消 防 長	萩原 亨君	会 計 管 理 者	本田 信人君
事 務 局 次 長	窪田 学君	次 長	小野 英男君
次長兼人事課長	今井 慎一君	次長兼南消防署長	須藤 晃延君
総 務 課 長	今村 公二君	代 表 監 査 委 員	乙黒 環君
公 平 委 員	長田 修君	公 平 委 員	名執 忠義君

開会時間 午後3時30分

○議長（金丸三郎君） ただ今から、令和4年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載の日程第3 議案第4号から日程第9 議案第3号まででありますので朗読を省略いたします。

次に、管理者から議会に報告すべき事項であります、報第1号が提出されました。既に各位のお手元に配付いたしてありますので、御了承願います。

次に、監査委員から令和3年度定期監査報告書及び令和3年8月末、9月末、10月末、11月末、12月末並びに令和4年1月末の例月現金出納検査報告書が提出されました。

お手元に配付いたしてあります報告書により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

次に、議会運営委員会を代表して小沢宏至君外4人から、広議第1号 甲府地区広域行政事務組合議会会議規則制定について、広議第2号 甲府地区広域行政事務組合議会委員会条例制定について及び広議第3号 甲府地区広域行政事務組合議会運営委員会規約の廃止についてが提出されました。

お手元に配付いたしてありますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、常時マスクを着用し、議員側及び当局側に飛沫防止パネルが設置されていることから、飛沫の飛散を防止するため、質問者は、自席で着座にて行い、答弁者については、議長から指名を受けた際、一度起立して礼をしてから着座し、答弁はそのまま着座にて行うこと。

また、議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第83条の規定により、川崎 靖君、金丸俊明君を指名いたします。

次に、日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金丸三郎君) 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間とすることに決しました。

次に、日程第3 議案第4号から日程第9 議案第3号までの7案を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口雄一君。

○管理者(樋口雄一君) 令和4年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、私の組合運営に対する所信の一端と、令和4年度各会計別予算案及び提出議案の概要につきまして、述べさせていただきたいと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年3月に設立されて以来、これまで49年の歴史を積み重ねてまいりました。

この間、消防業務を中心に、それぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町の御理解と御協力によるものと心から感謝申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の向上に努めてまいる所存でありますので、議員各位の御支援、御協力を改めてお願い申し上げます。

さて、我が国においては、新型コロナウイルスの感染拡大から3年目を迎え、今もなお新たな変異株の猛威も加わり、全国に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。

こうした中、地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られ、依然として厳しい状況にありますが、組織市町においては、行財政改革を一層推進し、保有する地域特性や地域資源等の強みを最大限に活かしつつ、将来を見据えた持続的な発展と、創造性豊かな活力あるまちづくりに取り組んでおります。

本組合といたしましても、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するととも

に、圏域住民が安全と安心を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図るための諸事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

組合の行財政運営にあたりましては、組織市町の厳しい財政状況を踏まえ、不要不急な事務事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいり所存であります。

以上の執行方針に基づき、令和4年度予算の編成をいたしましたところ、その結果、予算全体で申し上げますと、一般会計が4,928万9千円、特別会計が39億4,416万5千円、合計で39億9,345万4千円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、消防事業について御説明申し上げます。

消防は、安全・安心な甲府広域圏づくりを目指し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、全職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。

こうした中、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株が世界各地で広がっており、国内での感染拡大も依然として予断を許さない状況が続き、日常生活をはじめ消防業務においても、今もなお大きな影響を受けております。また、昨年、全国各地で発生した災害を顧みますと、7月に静岡県熱海市において発生した記録的な豪雨による大規模な土石流災害、12月には大阪府大阪市での放火事件によるビル火災など、多くの尊い命や貴重な財産が失われるという痛ましい事案が発生いたしました。

一方、本組合管内では、幸いにも大きな災害の発生はなかったものの、今後、高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震並びに台風等による大雨・集中豪雨など、大規模な自然災害の発生が危惧されていることから、圏域住民の安全・安心に対する関心は一層の高まりを見せ、消防の責務は益々大きなものとなってきているとともに、災害発生時における迅速・的確な対応も強く求められております。

このような状況を踏まえ、消防事業におきましては、「消防体制・救急体制の強化」、「火災予防対策及び新型コロナウイルス対策の推進」、「人材育成・執行体制の充実」の3項目を重点に掲げて、各種災害をはじめ、大規模自然災害にも対応できる消防体制の確立を目指してまいります。

まず、初めに令和4年度の組織改編であります。大規模災害発生時等に厳格な指揮命令系統のもと、迅速かつ円滑に災害対応を行うため、消防本部次長から副消防長に職名を変更する

中で、全課・全署を統括できる体制を新たに構築し、更なる消防体制の強化を図ってまいります。

また、消防組織の総合管理、重要施策等の事務事業及び財政業務を統合し、将来を見据えた一体的な行財政運営を行うため、企画財政課を新設するとともに、建築物等の消防法令違反は人命危険に直結することから、より一層の是正指導を徹底するため、査察課を新設し、効率的で機能的な業務体制の確立を図ってまいります。

次に、消防施設等の整備につきましては、指令業務の中核施設であります、高機能消防指令センター指令系システムの更新並びに西消防署及び中道出張所高規格救急車を更新整備し、消防力の充実強化を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、消防本部及び南消防署庁舎の浴室を個室化するとともに、消防本部と各署所の洗面所等の自動水栓化を実施し、感染防止を徹底してまいります。

次に、警防業務につきましては、高い確率で発生が危惧されている大規模地震等、想定を超える災害の発生が予想されることから、各関係機関と連携した実践的な訓練を積極的に実施し、初動対応の迅速化を図るとともに、災害時における情報収集活動の強化のため、今年度国から無償配備されましたドローンを有効活用するなど、警防体制の更なる充実強化を図ってまいります。

また、本組合消防本部は、総務省消防庁が增強・充実強化を推進している緊急消防援助隊の代表消防機関として、山梨県大隊を指揮・統括し被災地で災害活動を実施することから、出場時の迅速化や県内消防本部との連携を更に向上させ、大規模災害発生時の対応力強化に努めてまいります。

次に、救急業務につきましては、高齢化の一層の進展による救急需要の増大に対し、救急隊員等の資質向上のため、継続的な教育に取り組むとともに、ドクターカーやドクターヘリと連携し、より一層の救急体制の充実を図ってまいります。

また、今年度一般財団法人救急振興財団から寄贈されました救急普及啓発広報車を活用し、救急車の適正利用の周知や住民による応急手当の普及につきましても、あらゆる機会を通じて進めてまいります。

次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害及び複雑・多様化する様々な救助事案が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから、各署に設置された訓練施設を活用し、救助業務の一層の高度化を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、住宅用火災警報器の全世帯への設置に向け、引き続き、あらゆる機会を通じて周知を図るとともに、会計年度任用職員を配置する中で、3年計画で実施した一般住宅への訪問活動を第2次実施計画として継続して実施し、設置率の向上に全力を挙げてまいります。

また、査察業務につきましては、予防課から違反是正係と査察企画係を分離独立し、査察課を新たに設置する中で、高層建築物や不特定多数の者が利用する大規模小売店舗などは、万一、火災が発生した場合、死傷者等が多数発生する危険性が高いことから、立入検査を強化するとともに、平成30年4月1日から実施している違反対象物に係る公表制度と併せ、消防法令違反等の是正の徹底に積極的に取り組んでまいります。

火災予防、とりわけ違反是正は、災害現場で消防部隊が勇猛果敢に行う救助活動と同様、火災発生前における最大の人命救助といわれており、重大な消防法令違反の是正と広報活動を積極的に行い、圏域住民の皆様に理解を深めていただけるよう努めてまいります。

次に、指令業務につきましては、119番通報受信時における正確な情報収集と適切な口頭指導により救命率の向上を図るとともに、各種通信訓練を実施し、災害時における対応力の向上に努めてまいります。

また、人口減少に伴う財政運営への影響及び災害の多様化に対する消防力の維持、強化を図る1つの方策として、国中6消防本部による、共同消防指令センターの構築に向けた協議も進めてまいります。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員としての基本的知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、中堅職員が現場での消防技術を若手職員に伝授する「消防プリセプターシッププログラム」などを継続し実施する中で、消防力の維持・向上を図ってまいります。

また、総務省消防庁をはじめ、消防大学校、県消防学校、先進都市消防本部等への研修派遣を引き続き実施し、更なる人材育成に努めてまいります。

消防は、新型コロナウイルス感染症や大規模な自然災害発生時の対応では、予断が許されない大変厳しい状況に立たされておりますが、「圏域住民の生命・身体及び財産を守る」という崇高な使命を達成しなければなりません。

そのためには、職員一人ひとりが常に高いモチベーションを保持しつつ、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得すると同時に、管理職においては、自らが積極的に職務に取り組む姿勢を示す中で、様々な変化に柔軟な対応ができる組織風土の醸成

を目指し、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。

国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、国母工業団地内企業の勤労者をはじめ、多くの圏域住民の皆様四季を通じて御利用いただいておりますが、公園開設以来41年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう整備を行い、利用者がいつでも楽しく安心して利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と、令和4年度予算案の概要について申し述べてまいりました。

引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、議案第4号 令和3年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出において、第1款消防費は、常備消防費等を追加するための補正であります。

歳入については、第6款繰入金及び第9款組合債を追加更正するための補正であります。

地方債の補正は、起債充当事業費の確定に伴い借入れ限度額を変更するものであります。

次に、議案第5号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整備を行うための一部改正であります。

次に、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度に鑑み、不妊治療のための休暇を設ける等のための一部改正であります。

次に、議案第7号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和を行うとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を設ける等のための一部改正であります。

以上が、本日提案しました案件の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒、十分なる御審議をいただきまして、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩致します。

午後3時49分 休憩

午後4時48分 再開議

○議長（金丸三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第3 議案第4号から日程第6 議案第7号までの4案を一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第3 議案第4号から日程第6 議案第7号までの4案を一括採決いたします。

4案は、提案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 御異議なしと認めます。

よって、4案は提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第1号から日程第9 議案第3号までの3案を一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、討論の申し出がありますので、順次発言を許します。

最初に木内直子君。

○木内直子君 3予算に関してですけれど、期末手当の減額ということで、年間期末手当がマイナス49,000円の減額、そして給与でいいますと一人当たり年間27,000円の減額になるということがわかりました。

コロナ禍において、感染のリスクが高い、そういう業務をされている消防の皆さん、圏域住民の命や財産を守るという、そういう貴重なお仕事をされている皆さん、本来であれば処遇の改善を図るべきだと思いますが、減額となっているその点でこの予算案には、3予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 次に、内藤久歳君。

○内藤久歳君 議案第1号から議案第3号までの令和4年度各会計別予算に、賛成の立場から討論を行います。

我が国においては、長引くコロナ禍の影響により、依然として厳しい社会経済情勢にある中、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体として編成した、いわゆる「16か月予算」の考え方のもと、感染拡大防止に万全を期すとともに、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成

長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図ることとしております。

このような中、本組合におきましては、組織市町の厳しい財政状況を踏まえる中で、組織市町からの負担金を最大限に活用し、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の福祉の向上に向けた取組を推進するとともに、本組合が抱える諸課題の解決に向け、積極的に取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえ、令和4年度各会計別予算を審査した結果、各会計とも、組織市町からの負担金を最大限に活用する中、コロナ対策はもとより、創意工夫された諸事業に力強く推進していくための経費が計上され、適切な予算措置が講じられていると認められ、評価できるものであると考えます。

今後とも、消防事業をはじめ、圏域住民の生活に密着した事業の充実を図ることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で申し出による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、日程第7 議案第1号から日程第9 議案第3号までの3案を起立により一括採決いたします。

3案は、提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（金丸三郎君） 起立多数であります。

よって、3案は提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 広議第1号から日程第12 広議第3号までの3案を一括議題といたします。

小沢宏至君から提案理由の説明を求めます。

小沢宏至君。

○小沢宏至君 甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年3月に設立されて以来、これまで49年の歴史を積み重ねてまいりました。

組合議会においても、この間、消防業務を中心に、それぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開する中で、組合議会として携わってきました。

さて、この長き歴史において、地方自治法の改正や議会改革といったことが、度々行われて

きましたが、組合議会運営をより充実させるため、条例、規則の整備が求められる中、当組合議会といたしましても、平成11年3月組合議会定例会に「組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議員提出議案としたところでございます。

そこで、今回、甲府地区広域行政事務組合議会委員会条例の制定及び甲府地区広域行政事務組合議会会議規則の全部改正並びに議会運営委員会規約の廃止を御提案申し上げます。

まず、組合議会運営をより充実するために、議会運営委員会の設置及び、必要に応じて特別委員会を設置できるよう条例に規定するものです。

そして、これに伴い、組合議会会議規則に委員会条例に関する規定の整備及び、その他所要の改正を行うものでございます。

また、組合議会委員会条例の制定に伴い、組合議会運営委員会規約を廃止するものであります。

それでは、制定する条例の概要と規則の主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、制定する本組合議会委員会条例は、本文20条及び附則で構成されております。

第1条及び第3条において、議会運営委員会及び特別委員会の設置を規定し、第2条に議会運営委員の任期、第4条に委員の選任など、議会運営委員会及び特別委員会の運営に関する事項を定めるものであります。

次に、改正する本組合議会会議規則は、15章からなる本文137条及び附則で構成されております。

委員会条例第20条に「この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。」とありますことから、会議規則の第7章に「委員会」を追加し、その他、所要の改正が必要となるため、全部改正としております。

まず、規則の主な改正箇所につきましては、第2条（欠席の届出）は、欠席事由及び出産に伴う欠席期間について規定し、委員会に関する改正部分は、第7章「委員会」になりますが、欠席の届出、審査、秘密会、発言、正副委員長の互選、表決等について規定を定め、また、第7章「委員会」の新設に伴い、第11条第2項、第16条第3項、第35条～第38条、第41条～第43条、第116条、第119条～第121条、第132条の規定を追加、修正するものでございます。

次に第136条は、第14章 協議又は調整を行うための場として、「全員協議会」の位置づけを規定するものであります。

なお、施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものであります。

また、組合議会委員会条例の制定に伴い、議会運営委員会規約を廃止するものであります。

なお、施行期日についても、令和4年4月1日から実施するものであります。

以上が、本日御提案しました大要であります。議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は、終わりました。

これより質疑に入ります。

山田 厚君。

○山田 厚君 趣旨については、賛成・同意いたします。

ただ、今後の要望として、この議場は狭すぎるんじゃないかと、やっぱ検討していただいて年次計画を立てながら、ちょっとどうかなみたいな。

傍聴者はいられない、委員会はどうなのかなとか、その辺のところを是非、今後検討していただきたいと、要望で終わります。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、日程第10 広議第1号及び日程第11 広議第2号の2案を一括採決いたします。

2案は、提案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、2案は提案のとおり可決いたしました。

○議長（金丸三郎君） 次に、日程第12 広議第3号を起立により採決いたします。

この採決は、議会運営委員会規約第10条の規定に基づき、議員実数の4分の3以上の者の議員が出席し、出席議員の3分の2以上の賛成が必要となります。

ただいまの出席議員は24人であり、議員実数の4分の3以上であります。また、出席議員の3分の2は、16人であります。

本案は、提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

（起立者多数）

起立多数であります。

よって、本案は提案のとおり可決いたしました。

○議長（金丸三郎君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしました。本議場にですね、今回をもって御退任なさる副管理者の田中久雄中央市長さんがいらっしゃいますので、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

田中副管理者。

○副管理者（田中久雄君） 本会議の定例会の終わった後、お疲れのところ、このような機会を頂戴いたしましたところ、心から感謝申し上げたいと思います。

私は、ちょうど平成18年から甲府地区広域行政事務組合に関わってまいりまして、それ以前に2年ほど、教育長として、まだここに教育委員会があったころ、2年ほど関わらせていただきましたので、通算で18年この議会に関わらせていただきました。

その間、大変多くの議員の皆様方、管理者、副管理者の皆さんからも、いろいろな御指導、御鞭撻をいただきまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

私もこの4月8日をもって、任期満了となり退任ということになります。本当に皆様方には長い間お世話になりました。

甲府地区広域行政事務組合の更なる発展と管理者以下、組合議員の皆様方の御健勝、御多幸を心から御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

以上を持ちまして、令和4年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後5時5分

令和4年3月25日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 金 丸 三 郎

副 議 長 藤 原 正 夫

署名議員 川 崎 靖

署名議員 金 丸 俊 明